

第3章 計画の基本的な考え方

第7期計画の基本的理念や重点的な目標及び施策を定めます。

1 計画の基本理念

いつまでも住みなれた地域で暮らしたい。そんな願いをかなえるために。

- ・ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ・ 介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化
- ・ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備強化
- ・ 高齢期の住まいの整備

平成29年6月に琴浦町に居住する65歳以上の方のうち、要介護認定を受けていない5,660人を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「介護が必要となった場合家族の介護や介護サービスを受けて自宅で生活したい」と希望する方が55.79%(2,647人)ありました。また、「本当は自宅で生活したいが家族の介護負担を考え介護施設で生活したい」という方が25.46%(1,208人)あり、この方も加えると約8割の方が「自宅で生活したい」と希望していることがうかがえます。

町が目指している「琴浦町版地域包括ケアシステム」は、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活ができるよう願いをかなえ、充実した生活が維持できるよう支えていくものであり、早期に実現していくことが必要となっています。

そのために、介護サービスの確保だけでなく、健康、介護、介護予防、地域での社会参加を支援する体制の重要性を念頭に置き、高齢者が地域の中で、お互いに理解し協力し合い、ともに支えあいながら、豊かに生活できるような環境の構築の推進に取り組んでいきます。

そして、要介護状態等になっても安心して安全に暮らせるまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりを目指します。

施策の体系

基本理念

基本目標

施策

いつまでも住みなれた地域で暮らしたい。
そんな願いをかなえるために。

1

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

①介護予防の普及啓発・通いの場の充実

②住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

③高齢者の権利を守るしくみづくり

2

介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化

①各種サービスの充実・向上

②効果的・効率的な介護給付の推進

3

在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備強化

①医療・介護・福祉との連携強化

②認知症施策の推進

4

高齢期の住まいの整備

①地域で長く暮らせる環境づくり

2 基本目標及び施策

基本目標 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者数が増加する中、元気高齢者を増やすことが必要であり、その中でも第7期計画は認知症予防と運動機能、口腔機能向上のメニューの充実を図り、認知症の理解と早期発見のための教室や介護予防教室、ちょっとしたリハビリ教室の参加者を増やすことで、介護予防、重度化防止に取り組めます。

また、新わくわく琴浦体操の体操リーダーを中心とし、町内全域に介護予防体操の普及啓発を行うことで、高齢者が自力で通える範囲に地域住民自らで体操を通して介護予防を行う場を増やしていきます。

それに加えて、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険における自立支援だけでなく、住民による地域の互助、つまり地域づくりが必要となります。高齢者がいきいきと地域で活躍することが地域の活力となり、高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手になることが介護予防につながります。

また、ひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加する中、地域の見守り、外出支援、買物支援など日常生活の支援が必要な高齢者が安心して在宅生活ができるよう多様な支援が必要となり、生活支援コーディネーター等による地域のニーズや資源の把握を行い、町の一般施策なども組み合わせながら、関係機関と連携し地域の様々な住民活動を応援し、支援や介護が必要になっても自分たちで支え合える地域づくりを推進します。

なお、高齢者に関するあらゆる相談等に応じ、必要なサービス等につなげる機関としてだけでなく、地域包括ケアシステム構築等に向け、中心的な役割を果たす地域包括支援センターの設置数を下記のとおり見込みました。

地域包括支援センター設置数の見込み

区分	第6期			第7期		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設数	1	1	1	1	1	1

(1) 介護予防の普及啓発・通いの場の充実

長年慣れ親しんだ町で高齢者がいつまでも自分らしい生活を送るために、心身ともに健康で自立した生活を営めることが何より大切です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、前回の結果に比べ、運動機能低下リスク及び認知機能低下リスクが改善されたことが分かりました。いっぽう、口腔機能低下リスクが高くなっています。第7期計画では、口腔機能の改善を図るため、子育て健康課、社会教育課等の関係各課と連携し、元気高齢者の増加に努めていきます。また、引き続き、運動、認知機能のさらなる改善と維持に努めます。

①介護予防ケアマネジメント

高齢者自身が地域における自立した日常生活が送れるよう、対象者の状態や置かれている環境に応じて、介護予防の様々なサービスを提供し組み合わせることで自立した生活を支援します。

②介護予防体操普及

町歌にあわせた「琴浦体操」や、おなじみの曲にあわせた「新わくわく琴浦体操」を普及啓発します。



この体操は、いつでも・どこでも・誰でも気軽に取り組み、バランス機能向上や上半身・下半身の筋力アップ、転倒予防などに効果絶大の体操です。

体操指導のポイントを身につけて地域に普及していく体操リーダーを中心に、高齢者が通える範囲に体操が継続できる場を増やし、高齢者が健康で生き生きと楽しく過ごせるよう、介護予防や仲間づくりを推進していきます。

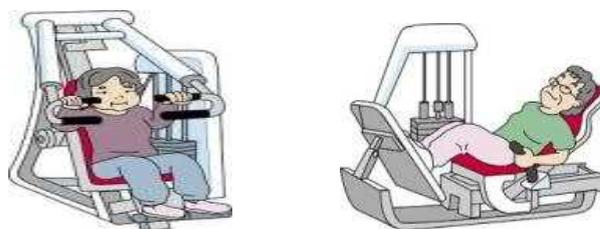
③パワーリハビリ教室

運動機能向上を目的とし、足腰に不安のある方や体力低下のある方が、高齢者専用マシンを使用して運動機能訓練を行うことで、体の動きや姿勢、体力を維持・改善し、活動的な生活を取り戻したり継続したりすることを目指していきます。

④ちょこっとリハビリ教室

デイサービスセンター等のリハビリ器具や高齢者専用マシンを用いて、短時間で気軽にリハビリに取り組み、元気な高齢者の元気な生活の維持を図っていきます。

第7期計画では、運動機能向上に取り組めるよう教室内容の充実を目指していきます。



⑤温水利用による介護予防

温水の浮力により腰や膝への負担が減った状態で、温水の抵抗力を利用して歩行や体操を行い、筋力と心臓や肺の機能を高めます。

⑥通所介護

デイサービスセンターに通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを提供することにより、他者との交流の機会を増やし自立支援を目指します。

⑦訪問介護

掃除等、支援を必要とするサービスについて、利用者の方と一緒にやって行い、自立した生活が継続できるように支援します。

⑧介護予防フォーラム

健康寿命1歳延伸を目標に福祉あんしん課・子育て健康課・社会教育課の三課で連携し、町民の介護予防の意識を高め、若いうちから、健康増進の取り組みを継続して行うことで、自立した生活が一日でも継続できるように支援します。

⑨ ひらめきはつらつ教室(認知症予防早期発見検診)

認知症の正しい理解と早期発見を目的に、各地域の公民館等でもの忘れの検査と認知症予防に関する講話、体操、頭の体操等を行います。



⑩ 集団セット検診タッチパネル検査(認知症予防早期発見検診)

集団セット検診(がん検診・基本健診等)会場を利用して検診受診者に呼びかけ、できるだけ多くの方に検査を受けていただき、認知症の早期発見を行います。

⑪ はればれ・いきがい(介護予防教室)

介護保険の認定を受けていない方で、もの忘れや転ぶことが多くなった方、また、自宅に閉じこもりがちな方を対象に、もの忘れの検査を行い、その結果から状態別に予防教室を定期的を開催し、認知症、閉じこもり、転倒予防に取り組めます。

内容は、健康チェック・頭の体操・ミニ体操・ゲーム・手芸・お楽しみ会等工夫して開催していきます。



(2) 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険における自立支援だけでなく、住民による地域の互助、つまり地域づくりが必要となります。

また、高齢者がいきいきと地域で活躍することが地域の活力となり、高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手になることが介護予防になります。

地域の様々な住民活動を応援し、支援や介護が必要になっても自分たちで支え合える地域づくりを推進していきます。

①生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

生活支援コーディネーターを1名配置し、町民による高齢者同士の介護予防活動や日常生活支援の取り組みを支援します。また、現在行われている助け合い活動を把握し、琴浦町に不足しているサービスの創出、担い手の養成などを行います。さらに、それらの活動を行っている団体同士を結びつけてネットワークを構築し、相互に協力して地域づくりを行っていきます。

②「協議体」の設置

生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの様々な主体、地域福祉の専門機関である社会福祉協議会が参画する情報共有・連携強化の場として「協議体」を設置し、支え合いの地域づくりに向けてチームで取り組みます。



③介護ボランティア・ちょこっとあったかサービス

介護ボランティア活動を通じて、介護施設や地域で社会参加活動することにより「いきがい」「やりがい」を感じ、介護への関心を高め、介護予防を推進し、元気高齢者を増やすことを目指します。

65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯の方を対象に、身のまわりのちょっとした困りごとを介護ボランティアの方がお手伝いする「ちょこっとあったかサービス」で、在宅生活を支えます。

◆主な内容…15分程度でできるゴミだし、電球・電池交換、布団干し、荷物の片付け、整理整頓、買い物

④生活管理指導員派遣事業

日常生活で掃除や調理、買物が困難な高齢者を生活管理指導員が訪問し、手助けや助言を行うことで自宅での生活を支えます。

⑤生活管理指導短期宿泊事業

自宅での生活が困難な高齢者等に対し、一時的に施設に宿泊するサービスを提供することで、生活習慣の指導や体調の調整等を行います。

⑥買物支援員派遣事業

日常生活に必要な食料品や日用雑貨等の買物が困難な高齢者に、日常的な買物を代行する者(買物支援員)を派遣し、在宅生活を支えます。

⑦外出支援サービス

バスや列車などの公共交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、自宅から医療機関までの送迎を行い、定期通院による健康管理を可能とします。

⑧外出支援サービス(タクシー料金償還払)

公共交通機関を利用することが困難で町民税非課税世帯の高齢者が、自宅から医療機関への入退院または介護施設への入退所等においてタクシーを利用する場合に、費用の一部を助成します。(償還払:一度全額自己負担し、後から助成額が支給されます。)

⑨緊急通報装置設置事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯に緊急通報装置を設置することで、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応ができる体制をつくれます。

このシステムは、電話回線を利用し、対象者が緊急ボタンを押すことで緊急事態をあんしんセンターに通報し、あんしんセンターが協力員(あらかじめ指定した方)への確認依頼や、消防署への出動要請を行うものです。

⑩家族介護用品購入費助成事業

介護を必要とする要介護者を在宅で介護している町民税非課税世帯の方に対し、介護用品の購入費助成券を交付します。

⑪長寿者を祝う事業(敬老会)

高齢者の生きがいを助長するため75歳以上の長寿者を祝う事業(敬老会)を実施する行政区に対し、補助を行います。

⑫長寿祝品配布

88歳、100歳以上の高齢者を対象に、長寿を祝福して祝い品を配布します。

⑬介護予防サークル活動支援事業

日常生活に不安や困難を感じている65歳以上の高齢者と地域住民が共に地域での生きがい活動に参加することにより、お互いの介護予防や支え合い活動を推進します。

⑭高齢者クラブ活動支援

高齢者自らが「健康づくり・介護予防活動」、「在宅高齢者やその家族を支援する友愛活動」、「安全・安心の住みよいまちづくりを目指すボランティア活動」に取り組む自主的組織である高齢者クラブへの補助を行い、その活動の充実と発展を支援します。

⑮高齢者の就労活動支援(シルバー人材センター)

「自主・自立」「共働・共助」の理念に立ち、高齢者が自己の持つ豊かな経験を活かして働くことで生きがいを得るとともに、地域社会への参加を促すことを目的として高齢者の就労活動支援を行うシルバー人材センターへの補助を行います。



(3) 高齢者の権利を守るしくみづくり

認知症などにより判断能力が低下した高齢者が尊厳ある生活を維持できるよう法制度を活用した支援や、高齢者虐待の防止・早期対応に向けた取り組みを行っていきます。

①総合相談

地域包括支援センターにおいて、65歳以上の高齢者やその家族、近隣住民や関係機関などからの介護、健康、福祉、生活等に関する各種相談に応

じます。そして、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介やサービスの調整を行います。

②高齢者虐待の防止・早期対応

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、家庭における養護者や施設等の職員による虐待により、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した者は、町へ通報しなければならないこととされています。

町民及び事業者への啓発資料の配布や研修等を通し、地域全体で虐待防止・早期対応についての意識啓発を図ります。また、琴浦町高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき、関係者が共通認識のもと協力し、高齢者虐待への対応を行います。

③成年後見制度の利用促進

成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

地域包括支援センター及び中部成年後見支援センターにおいて制度の普及啓発を行うとともに、高齢者本人やその親族、支援機関等からの成年後見制度についての相談を受け付け、制度を利用するための家庭裁判所への申立て手続きを支援します。

成年後見制度を利用したくても申立てる親族がない場合、虐待を受けている場合など、特に必要があるときは町長が申立てを行い、必要な費用について補助を行います。

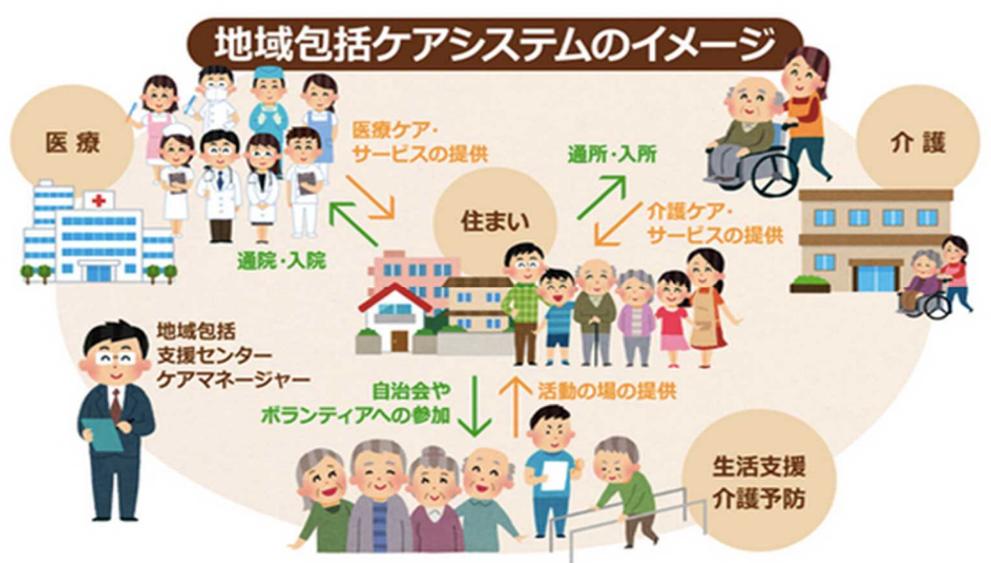
④日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、日常生活に不安のある方を対象に、契約にもとづいて生活支援員が日常生活に必要な預貯金の出し入れ・福祉サービスの利用援助・書類の預かり等を行い、安心して日常生活が送れるようサポートする制度です。事業を行う社会福祉協議会と連携し、事業の展開を図ります。

基本目標2 介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化

(1) 各種サービスの充実・向上

介護保険サービスの提供において、自立支援に向けたサービス提供が必要であり、また高齢者が要介護状態等となっても、高齢者の自立と尊厳を支える支援の確立が重要です。そのために、介護保険サービスの確保及び関係機関との連携等、地域における支援体制の整備を図るように努めます。



①地域ケア会議

医療・介護・福祉等の多職種が協働し、高齢者の生活課題の解決を図るために個別ケース会議を開き、介護等が必要な高齢者の住み慣れた地域での生活を地域全体で支援します。また、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて介護支援専門員の資質向上に資するよう努めます。

②地域包括ケア会議

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、高齢者のニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスを切れ間なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、地域ケア会議等で共有された地域課題の解決に必

要な地域の資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などにつなげます。

③介護施設・事業所整備

介護施設・事業所整備については、現在の事業所等を維持していきます。

また、中等度の認知症高齢者の在宅生活を支える、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備について、第7期計画で検討していきます。

(2) 効果的・効率的な介護給付の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、必要とするサービスを事業者が適切に提供するよう促すことが重要であり、介護給付の適正化を図ることが、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険の信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制します。

介護給付適正化のための取組み一覧

No	事業名	事業概要	第6期 実績	第7期 目標	
1	介護保険出前講座	介護保険制度について理解を深め、介護予防の重要性を啓発する目的で講座を開催します。	24回	継続	年 10回
2	介護認定申請窓口相談	新規申請にあたり、被保険者の状況を聞き取り、認定の申請が必要かどうか判断し、申請者に適切なアドバイスを行います。	100%	継続	100%
3	認定調査の事後点検	認定調査結果を事後点検し、不備等があれば調査員へ確認します。	100%	継続	100%
4	認定調査員への指導	適正な認定調査を行うため、認定調査員へ県主催の研修への参加を促すとともに、適切な調査を行うための指導を行います。	随時 実施	継続	随時 実施

5	介護事業所との意見交換会	介護事業所と意見交換を開催し、介護保険事業等についての検討をします。	年1回	継続	年1回
6	ケアプラン点検	ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものとなっているか、点検・指導を行い、ケアマネジャーの資質の向上を目指します。	町内7事業所	継続	町内7事業所
7	住宅改修・福祉用具購入点検	改修内容や購入された福祉用具が適正なものか申請書類を点検し、必要な場合は訪問調査を行い、その必要性を確認します。	100%	継続	100%
8	医療情報との突合・縦覧点検	鳥取県国民健康保険団体連合会へ点検の事務委託をし、必要に応じて事業者への確認・指導を行います。	随時実施	継続	随時実施
9	介護給付費通知	更新申請案内時に、サービスの請求状況等を利用者に通知し確認していただくことで、適切な介護サービスの利用を促進します。	100%	継続	100%
10	介護事業者への指導・監督	地域密着型サービス事業所等の実地指導を県と連携して行います。また、年1回町内介護事業所を対象に研修会を開催します。	実施	継続	実施

基本目標 3

在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備強化

(1) 医療・介護・福祉との連携強化

介護サービスを展開する中で医療との連携は必要不可欠です。町内医療機関、介護支援専門員、サービス事業所との連携充実を図ります。



①在宅医療・介護連携事業

町民が安心して暮らすためには医療との連携は必要不可欠であるため、町内医師会・歯科医師会、県の福祉保健局等と行政の保健・福祉部門をメンバーに「医師会と行政との連絡会」を随時開催し、地域の医療体制構築・保健福祉事業について議論を深めていきます。また、日ごろから町民の情報の共有に努め、特にひとり暮らしや夫婦高齢世帯においては、病気を抱えていても、自宅等の住みなれた環境で自分らしい生活が続けられるよう、町内医師

との連携を綿密にしていきます。また、まめんなかえ手帳等の活用により、情報の共有化と認知症等の早期発見・早期治療につなげます。

②介護支援専門員連絡協議会

町内の介護支援専門員が定期的集まり、ケアマネジメントに関する知識・技術の向上を図るため、情報交換や事例検討・講演会等を開催します。また、多職種との連携を図るための研修会を開催します。

③まめんなかえ手帳

この手帳は介護予防の観点から高齢者ご本人やご家族の意向を踏まえた上で、介護支援専門員、地域包括支援センター職員が普段の様子やタッチパネル検査の結果などを記入し、その内容を主治医に提示することで日常生活の様子を共有するというものです。手帳を有効活用することにより、認知症の早期発見・早期治療につなげていきます。

(2) 認知症施策の推進

認知症高齢者が増加傾向にある中、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でその人らしく暮らせる町づくりを目指します。

①認知症への理解を深めるための普及・啓発

認知症予防対策に取り組んで10年以上経ちますが、認知症に対する偏見は根強く残っています。

認知症サポーター養成講座などで、キャラバンメイト、認知症予防リーダーなど認知症に対する理解者を増やし、その人たちが、地域で普及活動を行うことで、偏見を取り除き地域で支える体制づくりをすすめます。

②認知症高齢者等SOS見守りネットワーク

地域の支援を得て認知症による行方不明者をできるだけ早く安全に発見できるように関係機関の支援体制を構築し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

③認知症ケアパスとまめんなかえ手帳の活用

認知症ケアパスを活用し、認知症の症状の変化とそれに伴う地域の支援やサービスの内容を理解することで、早期相談・医療に繋げるツールとします。

また、個人のケアパスとしてまめんなかえ手帳を活用し介護と医療の連携を図り、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立します。

④初期集中支援チーム設置

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症になっても医療受診や介護サービスの利用に結びつかない高齢者や家族のもとへ、専門医や保健師、作業療法士、社会福祉士等が訪問し、早期対応に向けた支援を行います。

⑤認知症地域支援推進員の配置

認知症の容態の変化に応じて、医療や介護、地域などの関係機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行います。また、地域のキャラバンメイト、認知症サポーター、認知症予防リーダー等の人々と協同し地域で支える体制づくりをしていきます。

「認知症地域支援推進員」の主な役割

1. 認知症の方にその状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症疾患医療センターをはじめとし、介護・医療・地域サポートなど各サービスの連携支援を行います。
2. 地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援します。
3. もの忘れ症状のある方やそのご家族などに対して、電話や訪問等によって必要なサービスの利用に関する専門的な相談・助言を行います。
4. 医療機関へ受診困難な方、介護サービスが利用困難な方への支援を行います。
5. 認知症についてや認知症予防の出前講座を行います。

⑥もの忘れ相談

認知症の早期発見・治療につなげる為に、認知症専門医師が、もの忘れが気になる方、その家族に対し認知症に関する相談に



個別(隔月開催)に応じます。必要に応じて認知症専門医療機関への紹介や介護予防教室への参加を勧め、認知症の進行防止を図ります。

⑦ことうら家族のつどい(琴浦町家族会)

在宅で介護を経験された方や介護している方が介護の情報交換の場として月に1回つどいが開催されています。

介護をひとりで抱え込むのではなく、体験談をもとにお互いの気持ちを分かち合う「ピアカウンセリング」を中心とした内容で開催され、家族会による自主運営がされています。



基本目標 4 高齢期の住まいの整備

(1) 地域で長く暮らせる環境づくり

高齢期になっても住みなれた地域で生活できるように住宅改修等による住環境の整備や高齢者の住まいの安定的な確保のため、既存施設の有効利用に努めます。また、公共施設などのバリアフリー化などの推進を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者等が、災害発生時に、近所の人や地域支援者から援助を受けるために、必要な個人情報を登録台帳に整備して地域支援者に提供し、地域内で安心安全に暮らすことが出来る地域づくりを推進します。

①養護老人ホーム

65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由のために、在宅での養護を受けることが困難であると認められる人の生活の場を確保するため、中部地区にある施設に業務を委託し、今後も有効に利用していきます。



養護老人ホーム措置者数の見込

区分	第6期			第7期		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
措置者数(実)	1	1	1	1	1	1

②軽費老人ホーム(ケアハウスみどり園)

60歳以上で身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められた人で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所することができます。今後も既存施設の有効利用に努めます。

軽費老人ホーム整備

施設名	第6期			第7期		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
ケアハウスみどり園(定員50人)	1			1		
ケアハウス第2みどり園(定員30人)	1			1		

③有料老人ホーム等

ケアの専門家が常駐し、生活相談や安否確認サービスが提供され、ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯が安心して居住できる賃貸の住まいです。高齢者のニーズにあった住まいの選択が可能となるよう整備していきます。

有料老人ホーム等整備

施設名	第6期			第7期		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
サービス付き高齢者向け住宅鈴ヶ野 (定員20人)	1	1	1	1	1	1
夢あじさいことうら(定員20人)	1	1	1	1	1	1
とうはく(定員10人)	1	1	1	1	1	1
ことうら(定員12人)		1	1	1	1	1

④住宅環境の整備・確保

高齢者が自宅で長く暮らせるよう、住宅環境を整備します。新設の町営住宅には、手すり設置やバリアフリー化を推進し、既存のものについては、介護保険サービスの住宅改修等により、高齢者が住みやすい環境へと整備していきます。

⑤災害時の避難行動要支援者登録制度

障がい者、ひとり暮らし高齢者などが、災害時に地域内で安心安全に暮らせるよう、「要支援者」として台帳に登録し、行政区役員、民生委員、消防団、消防署、警察署などに情報開示することにより、災害時における避難誘導・救出活動・安否確認等を地域のなかで受けられるようにします。

また、登録台帳は、民生委員の協力により毎年確認作業を行い、随時整理していきます。

⑥災害時の避難所確保

災害時の避難所として、各地区に指定しています。また、町内7介護事業所等と協定締結し、災害時に障がい者、ひとり暮らし高齢者などの対応が可能な避難場所として確保し、適切に対応できる体制を整備しています。

地区別避難所数(平成27年7月1日現在)

古布庄	上郷	下郷	浦安	八橋	以西	安田	成美	赤碕
7	2	13	14	17	9	9	16	22

災害時における要支援者等の一時避難のための施設(平成27年7月1日現在)

施設名	住所	法人名
琴浦町社会福祉センター	浦安 123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会
琴浦町老人福祉センター	赤碕 1113-1	
デイサービス鈴ヶ野	逢東 1210	医療法人社団もりもと
特別養護老人ホームみどり園	八橋 1937	社会福祉法人立石会
ケアハウスみどり園		
特別養護老人ホーム百寿苑	赤碕 1061-3	社会福祉法人赤碕福祉会

八橋福祉センターなでしこ	八橋 1391-1	鳥取中央農業協同組合
安田福祉センターさくら台	籠津 50-1	
陽だまりの家とうはく	徳万 70-1	株式会社ソルヘム
介護事業所まほろば	赤碕 1840-7	アメニティ株式会社

